様⋾	式第1	号							
		x + 11		建物移転料算定表[再築]	[法]		整理番号	-	
所在地 所有者の氏名又は名称				算定者		is also			
РЛ		有者住所		算定年月日 採用単価		消費税等相当額補償の要否 増築の有無(木造・同種構造)			
	нл 1	月名注所		休用早個		增集	その有無(不道・同性性	(祖)	
区分		内容	番号	計算式	A棟	B棟	C棟	合計	
		構造・用途	(1)	10.7.5		- 144	- 111		
		延床面積	(2)		m²	m²	m²		
基		建築面積	(3)		m²	m²	m		
本		建築年月			年 月	年 月	年 月		
事		標準耐用年数			年	年	年		
項		経過年数			年	年	年		
		地区別補正率							
		直接工事費	(7)	工事費(設備工事を含む)					
	z#	共通仮設費	(8)	(7)×(A)×(木造:3%、非木造:(7)×(A)に対応する率(移転先ごとの建築直接工事費の合計	額)) %	%	%		
	建築	純工事費	(9)	$(7) \times (A) + (8)$					
	采	諸経費	(10)	(9)×((9)+(16)に対応する率(一発注単位))	%	%	%		
_		建築工事費(推定再建築費)	(11)	(9)+(10)					
工		直接工事費	(12)	工事費					
事費		共通仮設費	(13)	(12)×(A)×(木造:3%、非木造:(12)×(A)に対応する率(解体直接工事費の合計額)) 建築の共通仮設を解体で共用できる場合は不要	ν,	%	%		
等		純工事費	(14)	(12)×(A)+(13)					
	解								
	体	小計	(16)	(14)+(15)					
		諸経費	(17)	(16)×((9)+(16)に対応する率(一発注単位))	%	%	%		
		廃材処分費	(18)						
	I	取りこわし工事費	(19)	(16)+(17)+(18)					

【別記7】

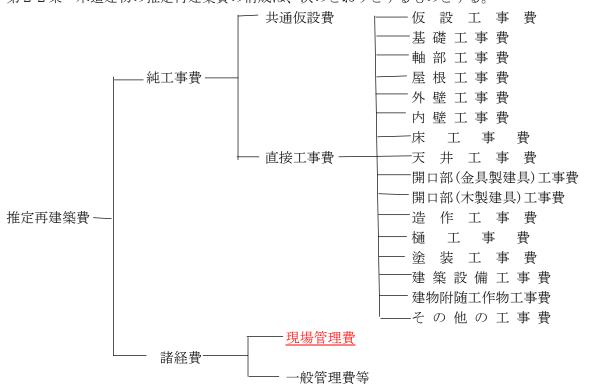
木造建物調査積算要領

(第1章から第2章 略)

第3章積算

(推定再建築費の構成)

第22条 木造建物の推定再建築費の構成は、次のとおりとするものとする。



様式	第1	号									
						建物移転料算定表[再築工法]					
所在地				算定者				整理番号			
所有者の氏名又は名称				算定年月日				消費税等相当額補償の要否			
所有者住所				採用単価		增		の有無(木造・同種構造)			
⊠分		内容	番号		計算式		A棟	B棟	C棟	合計	
		構造·用途	(1)								
基		延床面積	(2)				m²	m²	m°		
本 -		建築面積					m²	m	m²		
事		建築年月					年月	年 月	年月		
, 項 —							年	年	年		
		経過年数					年	年	年		
		地区別補正率 直接工事費	(A)								
Z=	ŀ		(7)								
	建	共通仮設費	(8)		')×(A)に対応する率(7	移転先ごとの建築直接工事費の合計額))	%	%	%		
	築	純工事費	(9)	(7)×(A)+(8)							
亲	*	諸経費	(10)	(9)×((9)+(16)に対応する率(一発	注単位)) <u>+資力確保</u>	<u>費用</u>	%	%	%		
₊	Ī	建築工事費(推定再發	築費) (11)	(9)+(10)	(9)+(10)						
事		直接工事費	(12)	工事費							
費		共通仮設費	(13)	(12)×(A)×(木造:3%、非木造:(建築の共通仮設を解体で共用で	12)×(A)に対応する率 きる場合は不要	(解体直接工事費の合計額))	%	%	%		
等	Ī	純工事費	(14)	(12)×(A)+(13)							
解体	解	廃材運搬費	(15)								
	体	小計	(16)	(14)+(15)						<u> </u>	
		諸経費	(17)	(16)×((9)+(16)に対応する率(一	発注単位))		%	%	%		
		廃材処分費	(18))							
	Ī	取りこわし工事	£ (19)	(16)+(17)+(18)		•					

【別記7】

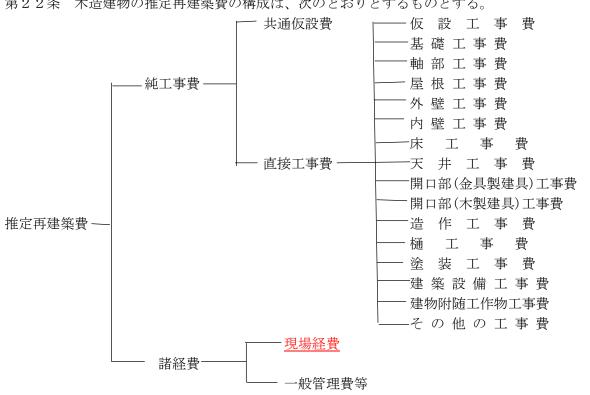
木造建物調査積算要領

(第1章から第2章 略)

第3章積算

(推定再建築費の構成)

第22条 木造建物の推定再建築費の構成は、次のとおりとするものとする。



新 旧 2 共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の内容は、それぞれ次のとおりとする。 2 共通仮設費、現場経費及び一般管理費等の内容は、それぞれ次のとおりとする。 一 共通仮設費 一 共通仮設費 準備費(敷地整理費)、仮設物費(仮囲い費、下小屋費及び簡易トイレ設置費)、動力用水光熱 準備費(敷地整理費)、仮設物費(仮囲い費、下小屋費及び簡易トイレ設置費)、動力用水光熱 費(仮設電力設置費、電気料金及び水道料金)、整理清掃費(建物敷地及び接面道路の清掃費)そ 費(仮設電力設置費、電気料金及び水道料金)、整理清掃費(建物敷地及び接面道路の清掃費) の他費用 その他費用 二 現場管理費 二 現場経費 労務管理費、租税公課、保険料、従業員給料手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用 労務管理費、租税公課、保険料、従業員給料手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用 品費、通信交通費、補償費、雑費その他原価性経費配賦額 品費、通信交通費、補償費、雑費その他原価性経費配賦額 三 略 三略 (第23条から第45条 略) (第23条から第45条 略) (別添1 木造建物図面作成基準 略) (別添1 木造建物図面作成基準 略) 別添2 木造建物数量積算基準 別添2 木造建物数量積算基準 (第1から第14 略) (第1から第14 略)

(諸経費)

第15 諸経費率は、次表の純工事費に対応した率による。

諸経費率表

nn 庄貝十次										
糸	屯工事費(百	5万円)	諸経費率(%)		純工事費(諸経費率(%)			
		10	以下	34.5	55	を超え	60	以下	<u>22.4</u>	
10	を超え	12	以下	<u>33.0</u>	60	を超え	70	以下	<u>21.5</u>	
12	を超え	14	以下	<u>31.8</u>	70	を超え	80	以下	<u>20.9</u>	
14	を超え	16	以下	<u>30.8</u>	80	を超え	90	以下	<u>20.3</u>	
16	を超え	18	以下	<u>29.9</u>	90	を超え	100	以下	<u>19.8</u>	
18	を超え	20	以下	<u>29.2</u>	100	を超え	120	以下	<u>18.9</u>	
20	を超え	22	以下	<u>28.5</u>	120	を超え	140	以下	<u>18.2</u>	
22	を超え	24	以下	<u>27.9</u>	140	を超え	160	以下	<u>17.6</u>	
24	を超え	26	以下	<u>27.4</u>	160	を超え	180	以下	<u>17.1</u>	
26	を超え	28	以下	<u>26.9</u>	180	を超え	200	以下	<u>16.7</u>	
28	を超え	30	以下	<u>26.4</u>	200	を超え	250	以下	<u>15.8</u>	
30	を超え	35	以下	25.5	250	を超え	300	以下	<u>15.1</u>	
35	を超え	40	以下	<u>24.7</u>	300	を超え	350	以下	<u>14.6</u>	
40	を超え	45	以下	<u>24.0</u>	350	を超え	400	以下	14.1	
45	を超え	50	以下	<u>23.4</u>	400	を超え	500	以下	<u>13.4</u>	
50	を超え	55	以下	22.8	500	を超える	るもの		12.8	

- (注) 1. 本表の諸経費率によって算出された額が、それぞれの欄の前欄において算出される額の 最高額に達しないときは、その最高額まで増額することができる。
- 2. 本表の諸経費率を適用する純工事費は、一発注(建築+解体)を単位として算定された額とする。 なお、本表の諸経費率の適用に当たっては、原則として建物と附帯工作物については別発注、木造建 物と非木造建物については一発注として算定するものとする。
- 3. 住宅瑕疵担保履行法に基づく資力確保費用は諸経費率に含まれている。

(様式第1から様式第9 略)

【別記8】 非木造建物調査積算要領

(別添1 非木造建物図面作成基準 略)

(諸経費)

第15 諸経費率は、次表の純工事費に対応した率による。

糸	屯工事費(百	百万円])	諸経費率(%)	純工事費(百万円)				諸経費率
									(%)
		10	以下	<u>24.9</u>	55	を超え	60	以下	<u>18.9</u>
10	を超え	12	以下	24.2	60	を超え	70	以下	18.4
12	を超え	14	以下	<u>23.6</u>	70	を超え	80	以下	<u>18.1</u>
14	を超え	16	以下	<u>23.1</u>	80	を超え	90	以下	<u>17.7</u>
16	を超え	18	以下	22.7	90	を超え	100	以下	<u>17.5</u>
18	を超え	20	以下	22.3	100	を超え	120	以下	<u>17.0</u>
20	を超え	22	以下	22.0	120	を超え	140	以下	<u>16.6</u>
22	を超え	24	以下	21,7	140	を超え	160	以下	<u>16.2</u>
24	を超え	26	以下	<u>21.5</u>	160	を超え	180	以下	<u>15.9</u>
26	を超え	28	以下	21.2	180	を超え	200	以下	<u>15.7</u>
28	を超え	30	以下	<u>21.0</u>	200	を超え	250	以下	<u>15.2</u>
30	を超え	35	以下	<u>20.5</u>	250	を超え	300	以下	<u>14.7</u>
35	を超え	40	以下	<u>20.1</u>	300	を超え	350	以下	<u>14.4</u>
40	を超え	45	以下	<u>19.7</u>	350	を超え	400	以下	14.1
45	を超え	50	以下	<u>19.4</u>	400	を超え	500	以下	<u>13.6</u>
50	を超え	55	以下	<u>19.1</u>	500	を超え	るもの		<u>13.3</u>

- (注) 1. 本表の諸経費率によって算出された額が、それぞれの欄の前欄において算出される額の 最高額に達しないときは、その最高額まで増額することができる。
 - 2. 本表の諸経費率を適用する純工事費は、一発注(建築+解体)を単位として算定された額とする。 なお、本表の諸経費率の適用に当たっては、原則として建物と附帯工作物については別発注、木造建 物と非木造建物については一発注として算定するものとする。
 - 3. 住宅瑕疵担保履行法に基づく資力確保費用は別途考慮する。

(様式第1から様式第9 略)

【別記8】 非木造建物調査積算要領

(別添1 非木造建物図面作成基準 略)